

市の組織図・各課メールアドレスを市のホームページで公開

新しい市の組織については、市報4月1日号でお知らせしましたが、市のホームページにも組織図を掲載しました。また、市民の皆さんにとってより身近な東村山市を指すため、組織図に各課専用メールアドレスを公開しています。これにより、市民のかたからの質問・要望等を直接、担当する課がメールでお受けすることができるようになりました。



アクセスは、市のホームページの「市役所組織図」(右下参照)をクリックし、さらに各課の紹介ページを開くと、メールアドレスが掲載されていますので、ご活用下さい。

なお、市政全般に対する意見・要望等については、従来どおりの「市長へのメール」へお寄せ下さい。

生ごみとせん定枝の減量と資源化のあり方についての提言(要旨)

問い合せ ごみ減量推進課

市では、平成12年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その計画の中で「自家処理による生ごみの堆肥化促進」を減量施策として提示しました。これを受けて農業者・市民・関連団体・市職員などが参加する「東村山市生ごみ及びせん定枝の資源化等推進協議会」が発足され、1年4か月におよぶ協議の結果を15年3月に市長へ提言しました。

3つの骨子から成る提言内容の要旨を説明します。

1 行政・農業者・市民の協働を進める堆肥化事業等の推進と、ごみ減量と資源化に取り組む市民への支援策を拡充する

市の現状に即した形で行政・農業者・市民から構成される事業体を設立して、生ごみとせん定枝チップを原料とした堆肥を科学的に考察・分析し、製品に適合する堆肥の製造を推進する。また、製品化された堆肥の使用によってできた生産物を流通ルートに乗せ、循環型社会を目指すよう

2 「一般廃棄物処理基本計画」の「自家処理による生ごみの堆肥化促進」を「生ごみとせん定枝の減量と資源化の促進」に全面改訂する

当市の農業の現状を調査した結果、減少しつつある農地や実際に使用されている堆肥の量、生ごみ堆肥を使用した場合の農産物の流通ルートの確保などから、自家処理による生ごみのすべてを堆肥化するには限界があり、堆肥化以外の資源化(ペレット化、炭

3 安全・安心・安定を基本とした施策を進める

前述の事業展開にあたって、必要不可欠な要素として確認された概念であり、改めて明記されています。

市では、これらの提言を受けて、生ごみとせん定枝の減量施策を順次推進していく予定です。資源循環型都市「東村山」を目指し、ごみの資源

化による減量と、リサイクルを推進する市の取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

提言内容の全文は、情報コーナー(本庁舎1階)、各図書館、市のホームページ(<http://www.city.nigashima.nagano.jp>)のごみ減量推進課紹介ページでご覧になることができますので、ご利用下さい。

問い合せ ごみ減量推進課

情報公開制度・個人情報保護制度 平成14年度の運用状況

問い合せ 総務課

公正で開かれた市政運営を推進する「情報公開制度」と、市が収集し保管している市民の皆さんの個人情報保護を目的とする「個人情報保護制度」の平成14年度(14年4月1日～15年3月31日)の運用状況をお知らせします。

情報公開制度

市が作成、保管している情報を市民の皆さんからの請求に応じて公開する制度です。市の情報を公開していることで、市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた行政を目指しています。

また、引き続きはがき等でも市長への手紙を受け付けていますのでご利用下さい。

★市のホームページ <http://www.city.nigashima.nagano.jp>

問い合せ 情報推進課

に提言されています。

市民への支援策としては、生ごみの集団回収や家庭用生ごみ処理機購入に対する補助の見直し、生ごみの排出抑制や環境問題への啓発が述べられています。

表A 情報公開請求の決定内容

区分	請求件数(合計)	決定内容				
		公開	部分公開	非公開	存否応答拒否	取り下げ
件数	69	17	39	5	0	8

表B 情報公開の請求件数

実施機関	所管部課	件数	小計
教育委員会	11		
農業委員会	1		
議会	7		
合計	69	69	

※請求のあった実施機関のみ掲載

14年度中の請求件数は、69

市が作成、保管している情報を市民の皆さんからの請求に応じて公開する制度です。

また、引き続きはがき等でも市長への手紙を受け付けていますのでご利用下さい。

★市のホームページ <http://www.city.nigashima.nagano.jp>

問い合せ 情報推進課

個人情報保護制度

市が個人情報を収集・保管・使用する際の取り扱いルールを定めるとともに、市民の皆さんが自分の情報に関して閲覧、訂正等の請求をする権利を保障する制度です。

14年度中の請求件数は、44

市が個人情報を収集・保管・使用する際の取り扱いルールを定めるとともに、市民の皆さんが自分の情報に関して閲覧、訂正等の請求をする権利を保障する制度です。

14年度中の不服申立ては16件でした。

表C 個人情報の閲覧・訂正等請求の決定内容

区分	請求件数(合計)	決定内容		
		承諾	拒否	取り下げ
件数	44	17	26	1

※請求のあった実施機関のみ掲載

夏の電力供給不足における市の節電対策について

今年の夏は、首都圏の電力供給不足が懸念されています。市では、これまで以上の節電対策に取り組むため、7月から9月の3か月間、庁舎をはじめとする公共施設等の全施設で冷房中の室温を28℃に設定するとともに、照明、エレベーター、OA機器等を中心に節電を徹底します。これにより、昨年同時期の電気使用量に比べ5%の削減を目指します。

また、室温を28℃に設定するため、市職員の服装をノーネクタイ、ノー上着の軽装といたします。なお、9月定例市議会等における議員の服装についても同様とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

実施期間 7月1日(火)～9月30日(火)
問い合せ 総合調整課

情報コーナーからのお知らせ

情報コーナー(本庁舎1階)では、左表のような市が作成

主な販売刊行物	
書籍名	金額(1部)
平成15年度 一般会計予算書	1,800円
くらしの地図「みるみる」	200円
東村山市の統計書	100円
東村山みどりのさんぼみち「あるぼ」	300円

お詫びと訂正

市報5月15日号2面の平均したごみ減量化率は、正しくは燃やせるごみは13・8%減、燃やせないごみは17・4%減となります。お詫びして訂正します。

環境部管理課